

品川区介護保険サービス事業者等指導および監査実施要綱

制定	平成18年9月	1日区長決定	要綱第128号
改正	平成22年4月	1日区長決定	要綱第59号
改正	平成27年3月20日	区長決定	要綱第120号
改正	平成28年4月	1日区長決定	要綱第146号
改正	平成30年4月	1日区長決定	要綱第118号
改正	令和2年4月	1日区長決定	要綱第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条、第42条の3、第45条、第47条、第49条、第54条、第54条の3、第57条、第59条、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27および第115条の45の7の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者および介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して、品川区が行う指導および監査について、基本的事項を定める。

(目的)

第2条 指導および監査は、サービス事業者等に対して行う介護給付・予防給付および第一号事業支給費（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容および介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令および通達等に対する適合状況等について、品川区が別に定める指導実施方針の下に個別に明らかにし、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 指導および監査の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 介護保険施設
- (5) 指定介護予防サービス事業者
- (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 指定介護予防支援事業者
- (8) 居宅介護および介護予防のための住宅改修を行う者等
- (9) 第一号事業者
- (10) 前記(1)から(7)までの特例によりサービスを行う者

(指導)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱いおよび介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、法令および通達等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うものとする。

2 指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 書面指導

指導の対象となるサービス事業者等から書面の提出を受けた上で、一定の場所で面談方式等により行う。ただし、場合により面談を省略できることとする。

(3) 実地指導

指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 一般指導

品川区が単独で行うもの

イ 合同指導（ウに掲げるものを除く。）

品川区が厚生労働省や東京都等と合同で行うもの

ウ 特別合同指導

厚生労働省と品川区が合同で行うものであって、都道府県圏を超え全国的に影響の大きいと考えられる活動を行うサービス事業者等または特に重点指導を必要とするサービス事業者等に対して行うもの

3 指導対象の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 指導は、全てのサービス事業者等を対象とし、指導対象の選定基準は別表第1のとおりとする。なお、選定にあたっては、利用者、保険者、東京都からの情報のみならず、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の介護給付費適正化システムによる情報を活用するものとする。

(2) サービス事業者等に対し、都道府県および他の区市町村が一般指導等を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、当該年度における実地指導は省略することができるものとする。

ただし、第3条（2）、（6）および（7）に該当する事業者については、別に定める選定基準のとおりとする。

4 指導の実施方針および実施計画は、次のとおりとする。

(1) 指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項および指導目標等掲げる指導実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度、別に区長が定めるものとする。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成および実地指導の規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。

5 指導の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容および高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 書面指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ書面指導の根拠規定および目的、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

書面指導は、法令および通達等に基づき、サービス事業者等から提出を受けた関係書類の閲覧等により行う。原則として、一定の場所で面談方式等により行うが、必要性に応じ、面談を省略することができる。

ウ 指導結果の通知等

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知後30日以内に、改善報告書の提出を求める。

(3) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、原則として1カ月までに実地指導の根拠規定および目的、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

イ 指導方法

実地指導は、法令および通達等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知等

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知後30日以内に、改善報告書の提出を求める。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

6 調査書等の提出

書面および実地指導等の実施にあたって、サービス事業者等にあらかじめ指導に必要となる書類の提出を求めることができる。

7 指導後の措置は、次のとおりとする。

- (1) 実地指導の結果、軽微な指摘はあるが、概ね適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、助言指導のほか、文書による改善事項の通知等による行政指導を実施する。
 - (2) 前号の行政指導の実施にもかかわらず、指摘した事項について改善が不十分な介護サービス事業者等については、必要に応じて、再度、実地指導等を行う。
 - (3) 実地指導の結果、基準違反が確認された場合は、改善の可能性、時期等を勘案して法に規定する勧告を実施する。勧告した事項について定められた期間内に従わなかった介護サービス事業者等については、その旨を公表するとともに、法に規定する命令を実施する。
 - (4) 命令した事項について定められた期間内に改善内容に従わなかった介護サービス事業者等については、その旨を公示し、必要な行政処分を実施する。
 - (5) 実地指導の結果、次条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。
 - (6) 実地指導の結果、介護給付等対象サービスの内容または介護報酬の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該介護サービス事業者等に対し自主返還等を行うよう指導する。
- #### 8 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行う。

(監査)

第5条 監査は、介護給付等対象サービスの取扱いおよび介護報酬の請求等に関する事項について不正または著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

2 サービス事業者等が、別表第2のいずれかに該当する場合に監査を実施する。

3 監査方法等は、次のとおりとする。

(1) 事前調査

監査担当者は、原則として監査を実施する前に、介護給付費請求書等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、介護給付等を受けた要介護者または要支援者（以下「要介護者等」という。）等に対する実地調査を行う。

(2) 実施通知

監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。

(3) 出席者

監査にあたっては、監査対象となるサービス事業者等の開設者（またはこれに代わる者）および管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サー

ビスの担当者、介護報酬請求の担当者または関係者の出席を求めることができる。

(4) 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

(5) 監査体制等

ア 監査の実施にあたっては、原則として、実地指導の指導班を中心に班を編成する。

イ その他、問題の性質等の状況に応じて、特別班を編成して実施することができる。この場合、課長級の職にあるものを長とすることができる。

4 監査後の措置は、次のとおりとする。

(1) 行政上の措置

ア 法第78条の9、第78条の10、第83条の2、第84条、第115条の18、第115条の19、第115条の28、第115条の29、第115条の45の8および第115条の45の9の規定に基づく勧告、措置命令、指定の全部もしくは一部の効力停止および指定の取消し（以下「指定取消等処分」といい、勧告および措置命令とあわせて「指定の取消し等」という。）とする。なお、指定基準に従った適正な運営が行われておらず直ちに指定取消等処分ができる事由は、別表第3のとおりとする。

イ 監査の結果、当該サービス事業者等が指定取消等処分に該当すると認められる場合は、監査後、取消し処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞または弁明の機会を付与しなければならない。

ウ 指定の取消し等を行うにいたらないと認められる場合には、第4条第7項に規定する指導後の措置に準じて指導する。

(2) 経済上の措置

ア 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容または介護報酬の請求に関し、不正または不当の事実が認められ、これに関わる返還金が生じた場合には、法第22条第3項に基づき不正利得の徴収等を行う。また、連合会に連絡し、当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬からこれを控除させるよう措置する。

イ 返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となったサービス事業者等に対して、当該自己負担額を要介護者等に返還するよう指導する。

(3) 行政上の措置の公表等

監査の結果、指定の取消し等処分を行ったときは、法の規定に基づき速やかにその旨を公示する。また、法第78条の11、第85条および第115条の20に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。

(東京都への通知)

第6条 指導もしくは監査を行った結果、以下に該当すると認めるときは、その旨を東京都知事に通知する。

(1) 法第74条第1項、第81条第1項、第88条第1項、第97条第2項、第1

- 11条第2項および第115条の4第1項の厚生労働省令で定める基準もしくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合
- (2) 法第74条第2項、第81条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項および第115条の4第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
- (3) 法第77条第1項、第84条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第114条の6第1項および第115条の9第1項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 法第100条第3項および第114条の2第3項に該当する場合

(連携)

第7条 指導の効果を高めるために、東京都、他の保険者、国保連、および労働基準監督署等関係諸機関との緊密な連携を図る。

2 指導等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省および東京都に報告する。

(その他)

第8条 指導結果の通知、勧告および命令を行った場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）への情報提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

付 則

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2年4月1日から適用する。

指導対象の選定基準

指導の形態		選定基準
集団指導		<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に所在するサービス事業者 (2) その他、特に集団指導を行うことが適当と認められるサービス事業者
書面指導		<ul style="list-style-type: none"> (1) 品川区在宅介護支援システムの運用上で把握された指導が必要と認められるサービス事業者 (2) 利用者やその家族、東京都国民健康保険団体連合会、東京都等からの情報提供、および職員からの内部告発等により、指導が必要と認められるサービス事業者 (3) その他、特に書面指導が必要と認められるサービス事業者
実地指導	一般指導	<ul style="list-style-type: none"> (1) 書面指導の実施結果より、一般指導の実施が必要と認められるサービス事業者 (2) 原則として、指定有効期間内に1度も実地指導を受けていない区内の指定居宅（介護予防）サービス事業者、指定地域密着型（介護予防）サービス事業者および指定居宅介護（介護予防）支援事業者 (3) 区内に所在する介護老人福祉施設および介護老人保健施設 (4) 介護保険法に規定される勧告・命令を受け、期日までに改善を求められたサービス事業者 (5) その他、特に一般指導が必要と認められるサービス事業者
	合同指導	<ul style="list-style-type: none"> (1) 複数の区市町村で指定を受けているサービス事業者 (2) その他、特に合同指導が必要と認められるサービス事業者
	特別合同指導	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全国的に広範囲で活動を行うサービス事業者 (2) その他、特に特別合同指導が必要と認められるサービス事業者

監査の選定基準

- 1 介護給付費等対象サービスの内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 介護報酬の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 法第74条、第78条の4、第81条、第88条、第97条、第111条、第115条の4、第115条の14および第115条の24に規定する基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 4 度重なる一般指導、合同指導および特別合同指導を行っても、介護給付費等対象サービスの内容または介護報酬の請求に改善がみられないとき。
- 5 正当な理由がなく一般指導、合同指導および特別合同指導を拒否したとき。

直ちに指定取消等処分ができる事由

- 1 次に掲げる場合その他事業者が自己の利益を図るために指定基準に違反したとき。
 - ア 地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき。
 - イ 居宅介護支援事業者もしくは居宅介護予防支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき。
 - ウ 居宅介護支援事業者またはその従業者から、事業所の退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき。
 - エ 指定居宅介護支援事業者および居宅介護予防支援事業者ならびにその従業者が、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受したときその他の自己の利益を図るために基準に違反したとき。
- 2 利用者の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- 3 その他1および2に準ずる重大かつ明白な指定基準違反があったとき。